

# 長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則（案）について

高校教育課

## 1 改正の要旨

- (1) 授業料の減免について、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年12月17日条例第43号）に基づき、個人番号の提供を受ける事務とする。
- (2) 地方税法の一部改正に伴う減免基準の変更により、課税額を確認する書類及び申請様式を改める。

## 2 改正の理由

- (1) 個人番号の提供を受ける事務とすることで、減免申請時に課税額を証明する書類の添付が必要なくなり、申請者の負担が軽減されるため。
- (2) 指定都市と指定都市を有する都道府県の標準税率の変更に伴い、減免の「著しく生活が困難」の基準を「市町村民税所得割額」から「道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額」へと変更したため。

## 3 改正の内容

- ・ 減免申請時の提出書類に「個人番号カードの写し等」を追加する。また、「減免を受けようとする年度に係る市町村民税の納税証明書若しくは納税通知書の写し」を「減免を受けようとする年度に係る住民税の課税証明書、納税通知書若しくは特別徴収税額の通知書の写し」に改める。
- ・ 授業料減免に関する調書（様式2号）に道府県民税の欄を追加する。

## 4 施行日

平成31年4月1日

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則案

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則（昭和52年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「又は」を「、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し（これに準ずるものを含む。）又は」に、「市町村民税の納税証明書若しくは納税通知書」を「住民税の課税証明書、納税通知書若しくは特別徴収税額通知書」に改める。

様式第2号中	市町村民税課税額		を	道府県民税		に改
	均等割額	所得割額		均等割額	所得割額	

める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(減免の申請)            第5条 前条第1項の規定により授業料の減免を受けようとする者は、保護者と連署した授業料減免申請書(様式第1号)に次の書類を添えて校長に申請するものとする。            (1) (略)            (2) 所轄福祉事務所の証明書、<u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u>の写し(これに準ずるものを含む。)<u>又は減免を受けようとする年度の係る住民税の課税証明書、納税通知書若しくは特別徴収税額通知書の写し</u>            (3) (略)            2 (略)</p>	<p>(減免の申請)            第5条 前条第1項の規定により授業料の減免を受けようとする者は、保護者と連署した授業料減免申請書(様式第1号)に次の書類を添えて校長に申請するものとする。            (1) (略)            (2) 所轄福祉事務所の証明書又は減免を受けようとする年度に係る<u>市町村民税の納税証明書若しくは納税通知書の写し</u>            (3) (略)            2 (略)</p>

